

富士見市公民館運営審議会議事録

開催日時	平成25年7月17日（水）午後7時～午後9時
会場	水谷東公民館 講座室
出席者	世羅陽一郎 井上星児 栗原利江 長堀善光 秋元富美子 吉川英亨 萩元不二夫 是永国彦 山本百合子 平井光夫 尾形忠男 （以上11人） 鶴瀬公民館長 南畑公民館長 水谷公民館長 水谷東公民館長 鶴瀬公民館担当 （合計16人）
欠席者	天野豪雄 矢沢靖子 佐藤和秀 本間廣子 戸川榮一
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり
会議録確認	長堀善光 委員
公開・非公開	公開（傍聴人0人）
会議内容	
<p>議長あいさつ 鶴瀬公民館長あいさつ</p> <p>1. 報告事項 (1) 各館の報告 各公民館の取り組みについて各館長から説明。</p> <p>(2) 「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」について 資料に基づき各館長から説明。</p> <p>委員：これらの事業には実行委員会はあるのか。</p> <p>館長：中にはあるとは思いますが、まだ具体的には決めていない。</p> <p>委員：実は難波田城資料館で田植えから稲刈りまで体験事業として毎年やっている。</p> <p>館長：今回は地域の活性化が目的。協力してくれる農家を探して、その田んぼを利用して苗づくりからやっていこうという考えでいる。公園の一部を使った体験活動とは違った形で、農家の人との出会いとか交流事業という形でやっていこうと考えている。あくまでも米を作るのが目的というよりも南畑地域を知ってもらいたい、こういう農家があるという事を知ってもらいたい、というのが目的。</p> <p>委員：では南畑地域の人たちとのふれあいというかたち？</p> <p>館長：そう。だから大きな農家は2～3ヘクタール（2～3町歩）やっている人がいるので、そういう人から借りて、10アール（一反歩）まで必要ない。田植えを手でやるとすればその半分でもよいと思う。それぐらいの規模で考えている。</p>	

委員：それでは計画書に書いてある座学も農家の人がやるのか。

館長：最初は大学の教授も考えたが、実際に農家の人から苦労話なども含めて語ってもらったほうが良いと思っている。そして米作りは農家の人も必ず成功するわけではなくて、失敗の連続であり、それをどう次に活かしていくのかということ話を話してもらったほう皆興味を持って聞いてくれるのではないかと、先日の会議でそういう話が出た。地元の農家でそういった話をしてくれる人を探す。

議長：先ほどの話では単年度では終わらせないという説明があったが、文科省の補助金が終了しても事業は継続するのか？

館長：補助金の対象は最長3年。補助金が終わった時は公民館によっても違うが、鶴瀬の場合は、スポーツに関する組織を作って、その組織を中心にスポーツを通して交流できる事業を継続できれば良いと考えている。

館長：南畑の場合は予算が無くても出来るやり方がある。実施計画という新しい事業を提案できる機会があるので、その時にこれまでの成果発表と農家の人の全面的な協力をもたらるので今後も継続したい、という提案はする予定。私案であるが市として子ども農業大学を立ち上げたいと市長がマニフェストで言っている。なかなか実現できない状況はあるが農業という形でやると広く手を出さなければならないが、農業の一部分だけという事であれば「南畑が受けられる器はつくりましたよ」、という事も合わせて提案をすることによって、予算化がしやすい状況も出来るのではないかと考えている。いずれにしても継続のための予算は単年度ではなく継続的に実行できるようにしていきたい。

2. 協議事項

施設利用アンケート調査報告の課題について

資料に基づき館長より説明

議長：前回の会議において各地区の公運審でも検討してほしいという事をお伝えしたので、各地区からどのような意見が出たのかを発表してもらいたい。

委員：鶴瀬は実態調査を踏まえて結論を出そうという話になった。今日の資料に貸出しの現行と変更案がでていますが、地区公運審ではこのようなハッキリとした資料がなかった。午前中が9時～13時の4時間、午後が13時～17時の4時間、夜間が18時～22時の5時間、これを今見て良いなと思った。それとインターネットの部分は弱者への配慮もあるけれど、今どきインターネットで「検索出来ない・見られない」というのはナンセンスだと思う。ただお年寄りとかがインターネットが出来ない事に対してはある程度対策が必要。

委員：南畑を利用している利用者に関しては3区分の時間変更はしなくても良いのではないかとの話が出た。インターネットに関しては情報弱者の事を考えてインターネットで閲覧は出来るようにはするけれども5日の一斉受付が終わって何日か置いてから予約が出来るようにしたらどうか。ただ予約は出来るが本申請は公民館の窓口に来てもらう。情報公開はネットでやっていたら良いのではないかという話でまとまっている。

議長：南畑は館長が日程を分かっているので、行政の事情を尊重していこうという事だった。

委員：水谷は貸し出し時間の変更については、1時間ごとの貸し出し希望についてはそれほど要望は出ていない。ただ私個人としてはフレキシブル性があっても良いのではないかという考えがある。

インターネットについては4名全員ともインターネットによる空き状況の確認等は賛成。ただ一斉受付は残しておいて、インターネットで予約をする場合は1～2日位たった後に受付を開始したら良いのではないかというような意見はあった。

1貸出し区分における2団体貸出しの件については、公民館の方からも聞いているが柔軟性を持たせるという意味でも良いのではないかという意見が出た。使っている団体は同じような団体らしいので、いつもサークル同士が話し合っていることなので、あえて公民館が口出しをしなくても良いのではないかという意見でまとまっている。

館長：水谷東は先ほどもお伝えしたが一丁目町会夏祭り等があつて地区公運審は実施していない。

議長：それでは一通り地区公運審の意見を聞いたので、今度は各々で資料の「①12時～13時、17時～18時の時間帯について」、「②インターネットによる空き状況の確認や仮予約等について」に関して意見があれば発表してもらいたい。

委員：インターネットで申し込む場合、大方の団体は5～10人位のメンバーで活動していると思うが、その中で誰も全くコンピュータができないという事はあるだろうか。個人としてみれば情報弱者という人もいるだろうが、グループで見た場合は1人でも出来る人がいたら良いのではないか。

館長：インターネットでの予約なので最後のエンターキーを一秒でも早く押した方が勝つ。そう考えた時にパソコンに慣れている若い方が圧倒的に有利になる。今の仮予約については制限がないため、空いていれば全て仮予約が出来てしまう。そして仮予約をして1週間以内に本申請をすれば全て有効。本申請しないのは全て無効。今はそういうルールになっているので、とりあえず全部仮予約してしまう可能性がある。システムを使用する場合は一定の制限を加えて例えば2日分、または2部屋分しか仮予約ができない等の対策を検討する必要がある。そういう意味での情報弱者ととらえている。

また、社会教育施設としてのひとつの目的である、団体が集って、出会いがあって、話し合っ、譲り合った中で部屋を取る。そういうところを生かすには一斉受付を残したほかに更に一定期間を過ぎてからインターネットで検索や仮予約ができるというようなことも工夫しないとイケない。全てを解放してしまおうというのはやめようと考えている。

委員：例えば今の一斉受付の日は、お互いに譲り合っ、やっているのだが、最初からインターネットで予約が出来るようになってしまったら、不可能になってしまう。なので一斉受付後、何日か経っ、からインターネット予約が出来るようにしたほうが良い、というのは分かる。そうしないと相談したり譲り合っ、たりということが無くなっ、てしまう。

館長：あと極端に言う、と空いているところを全部取られてしまうという事も起こる可能性がある、と、そこら辺を工夫する必要がある、と、パソコンが苦手な人も窓口に来れば職員がちゃんと受付をするし、電話でも今までどおり仮予約ができる。そういう事を上手く残せるようなシステムの導入。そういう意味でも情報弱者という言葉を使っている。

委員：インターネット予約が出来るようにして、受付側は特に問題はないか。

館長：インターネットによる予約が出来るシステムは市役所にサーバーを置くような仕組みではない。業者にサーバーがあり一度に何万人がアクセスしても大丈夫であり、逆にアクセスした時に停止してしまっ、たら業者側の問題である。

委員：今までは記述方式でしよ、受付側でそういう練習しなくて大丈夫？

館長：更新されたものは問題なければ直ぐに更新されて、違っ、パソコンからでも最新の情報が直ぐに見られるという状況になる。ただ懸念しているのは利用サークルにはパスワードのようなものを渡しておかないと成りすましで予約を入れられてしまう可能性がある。利用団体にはパスワードについて厳重に管理してもらっ、る必要がある。まだ検討委員会が立ち上っ、ったばかりなのでこれから詳細を検討して行く。その前に公運審で懸念事項を持ち帰っ、て検討委員会での材料にしたい。

委員：パスワード等を付与するにはきちん、とした手続きを踏んでから付与するようにした方がよいと思う。個人利用、団体利用、もしかしたら教室活動として利用する人もいるかもしれない。

館長：確かにそういった危険性が高くなっ、てくるのは確かだ、と思う。

委員：近隣の市町村では始まっ、ているのか？

館長：始まっているところが多い。富士見市は遅れているほうだ。

館長：空き状況しか見られないという市町村もある。

委員：それでも良いような気もする。

議長：地区公運審でいただいた資料では、県内39の市町村に調査して、実施が30、未実施が9になっている。

館長：確認だが資料の「①12時～13時、17時～18時の時間帯について」にも関連するが、「③1貸出し区分における2団体貸出し実態と今後の対応」の件を解決するには、例えば9時～10時の間に同時に2団体が借りるのであれば2団体が1つのグループになって使用すれば良いと思う。ここで出ている内容は、例えば9時～10時がA団体、10時～11時がB団体、という同じ区分の中でも利用する時間がずれているという意味での時間貸しとして考えて良いか。

委員：そう。ただし何団体も無いのでそこが難しい所。お金も両団体が払って、報告書も両団体が責任を持って提出してもらおうという事を守ってもらい、今の区分貸しの方法が良い、時間貸しにすると料金設定も変わってきてしまう。ということをお前の地区公運審で話し合った。

館長：中には200円の部屋を利用する場合、両団体が200円ずつ払うのではなく、100円ずつにならないのという意見があったように記憶しているが。

委員：それについては少額だから問題ないだろうということになった。

館長：それではこれまでの意見をまとめると、今後も時間貸しではなく今まで通り3区分という考えは変えずに予約システムを構築してくということが良いか。

委員：水谷東公民館でも調理室を使用する時に違う団体が利用することもあった。

館長：それはイベント、夏祭り等の準備の時に複数の団体が利用したいという事がある時に複数の団体に貸している。

委員：その場合は一方の団体が使用後、後片付けをして、もう一方の団体が利用しているがお互いにトラブルはないと記憶している。

館長：現在、水谷東では違うケースがある。午後の多目的ホールでコーラスを定期的にやっているが、そのメンバーの一部が水谷東小学校の読み聞かせのボランティアをやっている。そのつながりでPTAのお母さんたちが勉強するという事で、コーラスが13時～16時まで使用した後、17時までの1時間を貸している。つまり合意は出来ておりPTAは免除団体なので使用料についても問題はないので貸し出している。

議長：時間帯の変更について、公民館、交流センター、コミュニティセンターでの意見の違いは明確になっているか。

館長：2カ月に一回程度、連絡会議を行っているが特に違った意見は出てきていない。アンケートの結果も似たようなデータが出ている。

議長：では交流センターやコミュニティセンターも市民が利用する公共施設のひとつとして、公民館と同じように考えて良いか。

館長：ただ前回も行ったが、交流センターは施設の構造上の違いで、ひとつの部屋をパーティションで区切っているところがある。パーティションの扱いは市民では出来ないので準備のための時間が必要なので、公民館と同じく12時から13時までと17時から18時までを延長するのが難しいというところもある。

館長：システム上の問題でいえば、例えば南畑公民館を時間貸し、鶴瀬公民館を区分貸し、ということや、ホールだけを時間貸しにしてそれ以外は区分貸しということも可能なので、柔軟に対応することができる。

館長：鶴瀬で言うと、体育室がそうなっている。他の部屋は3区分の区分貸しでやっている。

委員：一度やってみたら良いのだが。

館長：条例なので議会を通さなければならない。例えば12時～13時と17時～18時を貸し出す場合の金額が難しい。鶴瀬では和室と工作室は午前の区分を100円で貸し出している、ホールは2000円で貸し出している。そのバランスが難しい。

館長：やはり社会教育というものを意識すべきだと思う。人の出会いのきっかけ作りがまず第1にあって、そこでお互いに顔見知りになり、仲良くなり、学びあい、それが最後には地域に還元されて地域を良くしよう、もしくは社会活動の中でそういうつながりを持って行こう、というのが主であれば、貸館だけに目を向けて建物施設を効率良く使うためだけではなく、社会教育として必要であるから変更するという考え方が必要なのだと思う。確かに建物の維持費はかかるし、耐震工事を行ったり、建物を遊ばせておくのはもったいないというのは十分わかるが、公民館として貸館収入を上げればそれで良い、という施設ではないはず。

委員：やはり利用者が使いやすい方向で考えていきたい気持ちがある。先ほどの1時間延長したいのであればそのようにしてあげたい。

館長：鶴ヶ島市はインターネットを導入して、1時間単位で借りられるようになった。利用予定表を見たら9時～10時という予定や12時から13時という予定も入っていた。やはりそういう利用者もいるだと思った。

委員：基本的に利用者の使い勝手が良いように設定すべきだと思う。対価の部分ではたとえ100円上がったとしても影響はないと思う。まず第1は利用者が午前中は9時～12時までが良いのか、13時までが良いのか、それを3区分に分ければ良いのかを決めれば良いと思う。たとえ今まで12時まで使用していた団体へも、もしよければ13時まで使用して良いと言えば、それで良いと思う。

館長：資料③の水谷公民館の1貸出し区分における2団体への貸出しの件だが、今年の10月から3カ月間調査をした結果、体育室でA団体13時から15時30分、B団体が15時30分から17時まで計13回利用。C団体とD団体が30回利用。講座室ではE団体13時から15時とF団体15時から17時で13回利用。工作室ではG団体9時から10時H団体10時から12時までを利用しているという実態が分かった。

議長：この時間貸しの件については、この場で結論を出すのではなく、意見をだすので、それを検討委員会で検討してもらえれば良い。次回までにそれぞれの意見をまとめていただき発表してもらいたい。インターネットについては今日、色々と意見が出たのでそれを検討委員会へ提出してもらいたい。

次回会議 平成25年11月13日（水）19時から 鶴瀬公民館

閉会 尾形委員